

持続可能な物流に向けた啓発業務委託仕様書

1 業務の背景・目的

トラック運送業界では、荷待ち時間や再配達削減、価格転嫁などによる労働環境の改善が求められているが、トラック運送事業者単独の自助努力では限界があり、荷主や消費者を含めたサプライチェーン全体で取組を進める必要がある。

このため、トラック運送事業者、荷主、消費者のそれぞれが持続可能な物流を目指す当事者意識を持ち、必要な対策に取り組む機運醸成を図る。

2 業務の名称

持続可能な物流に向けた啓発業務

3 委託期間

契約締結の日から令和9年1月29日（金）まで

4 業務委託の内容及び実施時期

テレビ、ラジオ及びSNS等によるCMの作成・放送

(1) 広報ターゲット

①県内のトラック事業者 ②荷主 ③消費者

(2) 媒体・方法

テレビ、ラジオ及びSNSなど

テレビは15秒、ラジオは20秒のスポット放送を目安とするが、具体的な媒体及び時間・回数については提案による。

(3) 内容・構成

ア) 物流業界に対する関心を引くとともに、課題解決に向けて主体的な行動を促す内容とすること。

イ) 「トラック事業者及び荷主向け」、「消費者向け」で分けて2種類作成するなど、効果的に周知・啓発できるように工夫すること。

ウ) トラック事業者や荷主向けについては、荷待ち時間の削減や価格転嫁といった運送契約の適正化など、トラック事業者と荷主企業が商業ベースで取り組むべき内容を周知すること。

エ) 消費者向けについては物流への理解を醸成する内容とした上で、日常生活で取り組める内容を周知すること。

オ) いずれの周知媒体・方法においても宮崎県知事が登場する内容とすること。

(4) 実施スケジュール

打ち合わせ・編集・作成：令和8年6月～7月

周知実施：令和8年8月～令和8年10月をめぐり3か月程度
(具体的な放映の時期・期間は提案による)

データ・実績報告等の最終納品：令和9年1月29日（金）まで

(5) 制作にあたっての留意事項

- ア) 制作する動画等の内容・詳細については、作成・実施前に宮崎県総合交通課（以下「県」という。）と十分な協議を行うこと。
- イ) 作成に必要な数値等のデータ等については、必要に応じて県から提供するものとし、必要に応じてデザイン・加工すること。
- ウ) 映像等の加工・編集、音楽、音声、ナレーション、テロップの付加などの編集作業を行うこと。
- エ) 人物を撮影する場合には、必要な肖像権の処理を行うこと。なお、撮影に際し、使用料、出演料、謝礼金等の費用が発生した場合には、受託者の負担とする。
- オ) 制作物について、県が今後 PR を行っていく上で参考となる具体的な活用方法があれば、提案すること。

5 成果品等の納入

- (1) CM 完成品、CM 作成にあたり使用したイラスト、写真、動画等の素材
- (2) 納品場所：県が指定する場所

6 実績報告書の作成

受託者は、業務完了後直ちに、放送内容・回数などが確認できる内容を含む実績報告書を提出すること。

7 その他

- (1) 目的に沿った啓発効果の高い内容とすること。
- (2) 法令遵守、個人情報保護等に配慮すること。
- (3) この業務に関する制作物の権利の一切は、すべて県に帰属するものとする。
- (4) この業務に関する制作物・イラスト・画像等については、県が指定する様式の電子データで提出すること。
- (5) 業務実施にあたっては、県と十分な連携を図ること。
- (6) 本仕様書について疑義が生じた場合、又は定めのない事項については、別途協議する。